

令和 7 年度第 1 回和光市男女共同参画推進審議会要旨

日時：令和 7 年 7 月 1 8 日（金）

午前 1 0 時 0 0 分から正午まで

場所：和光市民文化センター会議室

出席者： 諸橋泰樹会長、大澤絵里委員、南條有希子委員、富澤仁委員、小川祐佳委員、柳原英典委員、古川勇一委員、市島真里委員

事務局： 中川課長、斉藤課長補佐、鵜田主任

1 開会

事務局

この審議会につきましては、和光市市民参加条例第 12 条第 4 項の規定により、原則公開となっています。また、会議後には、会議録を作成し、公開してまいります。その際、記録については、要点記録とし、各委員のご意見、ご発言については、委員名を明記した上での議事録とし、ホームページにて公表しますので、ご了承ください。

【企画人権課長挨拶】

委員の皆様の任期につきましては、令和 6 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までとなっています。昨年に引き続きよろしくお願いします。また、新たに委員になられた方につきましても、様々なご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いします。

【委員・事務局自己紹介】

2 諮問

中川企画人権課長から諸橋会長へ諮問の読み上げ

諮問事項「1. 令和 6 年度和光市男女共同参画年次報告書における事業の実施状況について」「2. 第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)について」

3 議題(1) 令和 6 年度和光市男女共同参画年次報告書における事業の実施状況について

諸橋会長

今年度は、「令和 6 年度和光市男女共同参画年次報告書における事業の実施状況」及び「第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)」について、ご意見・ご提案をいただき、答申書にまとめる運びとなっています。

それでは、議題について事務局から説明をお願いします。

事務局

議題(1)「令和 6 年度和光市男女共同参画年次報告書における事業の実施状況」について、説明します。

「令和 6 年度和光市男女共同参画年次報告書(案)」について、前半部分に和光市の概況、後半部分に第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの令和 6 年度の取組状況を掲載しています。

和光市の概況について、「(1)人口・世帯」は、図表 1 男女別人口の推移にありますように、令和 5 年以降は、人口が増加し、令和 7 年は、84,677 人となっています。人口に占める男女の比率はほぼ変化ありません。

図表 3 の年代別男女別人口は人口ピラミッドに表したもので、20 歳未満と 60 歳以上の人口が少なく、20 歳から 59 歳の人口が多い状況であることが分かります。

「(2)人口動態」について、図表 5 の出生数・合計特殊出生率の推移によりますと、出生数は減少傾向にあり、合計特殊出生率は、令和 3 年以降減少し、令和 5 年には 1.01%となっており、埼玉県及び全国の値を下回っています。図表 6 の人口動態の推移によりますと、近年、転入・転出による社会動態増減が減少していましたが、令和 4 年度以降、増加し、令和 6 年度には再度減少しました。また、出生・死亡による自然動態増減は、減少傾向にあります。

「(3)結婚・離婚」について、図表 7 の婚姻数・婚姻率の推移については、和光市は、令和 2 年以降、ほぼ横ばいで推移していますが、県・国を上回っています。図表 8 の離婚件数・離婚率の推移について、和光市は令和 3 年以降、県・国を下回っていましたが、令和 5 年には県・国を上回りました。

「(4)教育」について、図表 9 の小学校及び中学校教職員の状況ですが、市内小学校の女性教職員比率は 50%を超えています。市内中学校では、50%を下回っています。図表 10 の小学校及び中学校管理職教員の状況ですが、令和 7 年 4 月現在で、小学校の女性管理職は 23.8%、中学校の女性管理職は 25.0%にとどまっています。

図表 11 の本務教員総数に占める女性の割合は、令和 6 年度の国内の教員全体に占める女性の割合を表しています。教育段階が上がるにつれ、管理職（教員）

に占める女性の割合は低くなっています。

中学校等卒業後の進路状況は、男女ともに、多くの生徒が県内の全日制公立高等学校へ進学している状況です。

「(5) ドメスティック・バイオレンス」について、図表 14 の DV 相談件数における地域共生推進課の相談件数について、これまで事例件数を計上していましたが、令和 6 年度から埼玉県の出発の基準に合わせ、対応した件数を計上していますので、例年と比較して件数が多くなっています。

図表 15 の配偶者からの暴力事案等への相談等状況によると、配偶者からの身体への暴力または生命に対する脅迫を受けた相談受理件数は、年々増加しています。

「(6) 女性相談」について、図表 17 の女性相談件数は、女性が抱える様々な悩み事への相談に応じています。相談実施件数は、令和 6 年度は、前年度と比較して減少しています。

「(7) 男女共同参画苦情申立て」について、和光市男女共同参画推進条例第 16 条に基づく苦情ですが、令和 7 年 3 月 31 日現在、苦情等申立相談件数は 0 件となっています。

「(8) ひとり親家庭制度及び生活保護の状況」について、図表 19 のひとり親家庭等医療費助登録者数は、令和 6 年度は、344 人で、そのうち医療費支給対象者数は 259 人で、年々減少傾向にあります。

図表 20 の児童扶養手当支給状況について、支給事由のうち、最も多いのは、「離婚」となっています。図表 21 の生活保護の被保護世帯は、年々、増加を続けています。

「(9) 女性の就労状況」図表 23 の女性の年齢階級別労働力率について、昨年度の図表は昭和 57 年、平成 14 年、24 年、令和 4 年のデータでしたが、最新版は平成 25 年、令和 4 年、令和 5 年となっています。日本の女性の労働力率は、結婚・出産期にあたる年代にいったん低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという「M 字カーブ」を描く傾向にありましたが、近年そのカーブは以前に比べて浅くなっており、また、M 字カーブの底となる年齢階級も上昇しています。

図表 25 の女性の年齢階級別正規雇用比率について、令和 5 年度年次報告書に記載していた図表が掲載されていなかったため、同内容の図表を使用しています。男性と比較すると正規雇用労働者が少なく、出産を契機に女性が非正規雇用化する「U 字カーブ」となっています。

「(10) 保育園の状況」について、図表 26 在園児童数の状況及び待機児童数の状況ですが、待機児童数は、認定こども園の新設等により解消されつつあります。

「(11) 健康・福祉」図表 28 及び図表 29 につきましては、最新のデータがまだ出

ておりませんので、未更新となっています。

「(12)社会参画」について、図表 30 の市議会における議員の状況ですが、和光市の女性議員比率は、令和 6 年末時点で、41.2%で、埼玉県及び全国を上回っています。

図表 32 の審議会等における委員の状況ですが、令和 7 年 4 月 1 日現在、市審議会等委員総数 294 人のうち、女性委員は 95 人で、委員に占める女性の割合は 32.3%となっています。審議会等の任期に合わせて、各課に男女比率を意識して委員を決めていただくようお願いしており、引き続き、各課等に依頼を行っています。

1 か所訂正がございます。2 行目の GII の説明について 172 か国中 23 位と記載していますが、正しくは 22 位です。図表 33 は内閣府男女共同参画局等の資料を引用したもので、男女共同参画に関する国際的な指標について、日本の順位を示したものです。

人間開発指数(HDI)は、23 位、ジェンダー不平等指数は、22 位、ジェンダー・ギャップ指数(GGI)は、118 位となっています。ジェンダー・ギャップ指数の順位が他の指数と比べて著しく低くなっていますが、これは、政治や経済における意思決定に参加する機会等において、外国と比べて男女間の格差が大きいことが要因と考えられます。

「(13)市職員の状況」について、図表 34 の市職員（正規職員）の状況は、令和 7 年 4 月 1 日現在、市職員総数 474 人のうち、女性職員は 226 人で、その割合は 47.7%となっています。

図表 35 の指導的立場(主査級以上)にいる職員の状況について、女性職員の割合は、39.3%となっています。

図表 36 は、埼玉県内の市町村における女性職員・役付職員の割合について表していますが、和光市における女性職員の割合、指導的立場(主査級以上)にいる職員の割合は、ともに県平均を上回っています。

図表 38 は市職員のうち会計年度任用職員の状況です。令和 6 年度の年次報告書から正規職員に加えて会計年度任用職員の状況を追加しています。フルタイムは 45 人のうち 41 人が女性職員で 91.1%、パートタイムは 130 人のうち 105 人が女性職員で 80.8%となっています。

図表 39 の市職員の子育て等休暇制度の利用状況ですが、令和 6 年度から会計年度任用職員の表を追加しています。なお、会計年度任用職員が取得できない休暇については、表から削除しています。

令和 6 年度の正規職員の男性育児参加休暇は 9 人、育児休業についても、11 人が取得しています。会計年度任用職員については、子の看護休暇はフルタイムが

女性 1 人、パートタイムが女性 2 人、育児休業はフルタイムが女性 1 人取得しています。

図表 40 の男性育児休業取得率の推移について、令和 5 年度の和光市の育児休業取得率は、国家公務員、地方公務員、民間企業を上回っていますが、令和 6 年度の和光市の育児休業取得率は、国家公務員等の数値がまだ出ていないため比較はできませんが、大幅に増加しています。

項目 2 第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの取組状況について第 29 ページから 30 ページは第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの施策体系を記載しています。この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、和光市男女共同参画推進条例に基づき、策定しており、様々な施策を位置づけています。

31 ページには、計画に掲げる基本目標を達成するため、方針ごとに設定した指標の進捗状況について示しています。一点訂正がございます。表の基本目標 1 の方針 1 の 2 性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合について、令和 6 年度の小学生の数値が 40.6%となっていますが、正しくは 64.2%です。

市民意識調査による指標について説明します。市民意識調査について、5 年に 1 度実施しているため、数値を把握していない箇所は矢印で示していますが、令和 6 年度に調査を行ったため、新たに数値を記載しています。

基本目標 1 方針 1 の 1 社会通念・習慣などでは、男女の地位は平等であるとする市民の割合は 21.6%と令和元年度から約 5 ポイント上昇しています。方針 1 の 2 性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合について、中学生が 83.2%、小学生は 64.2%と、いずれも令和元年度から約 20 ポイント上昇しています。方針 2 性と生殖に関する健康と権利、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを知っている割合については、6.0%と前回から微増しています。

基本目標 2 方針 1 の配偶者や恋人間における DV に対する認識の割合については、身体的が 87.6%、精神的 69.9%、経済的 71.1%、性的 83.7%となっています。

基本目標 2 方針 2 の子ども家庭総合支援拠点の整備数については、1 か所整備済となっています。次に、基本目標 3 方針 1 多様な働き方実践企業認定数は、令和 6 年度 36 件となっており、15 件増加しています。

次に、方針 2 市男性職員における育児休業取得率の割合は、令和 6 年度が 50.0%で、令和 5 年度と比べると減少していますが、令和元年度からは大きく増加しています。

方針 3 市の審議会等における女性比率は、30.6%とほぼ横ばいとなっています。

次に、基本目標 4 方針 1 和光市 BOSAI まちづくり伝道師認定数は、令和 6 年度

72 人となっており、令和元年度と比較して大きく増加しています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、講座開催できていなかったものが、令和 5 年度から、開催できるようになり、認定者が増加したものとなっています。

方針 2 家庭生活において、地域行事を共同して分担している市民の割合は 21.5%と元年から減少、方針 3 和光市男女共同参画推進条例を知っている人の割合は 31.5%と減少しています。

32 ページから 33 ページには、事業の実施状況評価を示しています。1 か所訂正がございます。基本目標 4 ア 実施状況評価の A と B の総事業数に占める割合について、A が 9.4%、B が 56.3%とありますが、正しくは A が 14.3%、B が 85.7%です。

第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプランでは、4 つの基本目標をもとに、11 の方針を掲げています。この方針に基づき、64 の事業を実施しています。複数の課にまたがっている事業があるため、延べ事業数は、111 事業となっています。

評価の方法については、「ア 実施状況評価」と「イ 配慮度評価」の 2 つの評価から行っています。実施状況評価については、「A 事業を実施し、大きな成果が得られた」から「E その他」までの 5 段階で評価を行っています。

次に、配慮度評価については、男女共同参画の視点でどの程度配慮を行ったのかについて、7 つの項目をチェックしています。

今回から配慮度評価の 2 の事業の対象となる人々及びその現状を男女別に把握したかについては、事業の対象となる人が男性のみ、または女性のみとなる事業については、男女別で把握することができないものであるため、対象外としています。表の配慮度評価 2 の計算については、事業総数から対象外の事業を除いた数値を分母としています。

それでは、基本目標ごとに評価結果を説明します。まず、基本目標 1 人権の尊重と男女共同参画を進める意識づくりについては、延べ 32 事業となっており、実施状況評価結果は、32 事業のすべての事業が「事業を実施し、大きな、もしくは、一定の成果があった」と評価しています。

配慮度評価については、各項目、半数以上の事業について、配慮を行っていると評価しています。

「基本目標 2 配偶者等からの暴力の根絶」につきましては、延べ 31 事業となっており、実施状況評価結果は、31 事業の約 94%の事業が「事業を実施し、大きな、もしくは、一定の成果があった」と評価しています。このほか、58 ページの方針 3 の施策 2DV 被害者の安全確保のための支援のうち、「緊急時における一時保護の支援」について、DV 被害の訴えがあった相談者について、新たな居所設定及び一

時保護等の支援をしておりますが、実際に一時保護を必要とする案件が令和6年度は0件であったため、「E その他」と評価しています。配慮度評価については、半数以上の事業について、配慮を行っているとは評価しています。

次に、基本目標3あらゆる分野における男女共同参画と女性活躍の支援については、延べ27事業となっており、実施状況評価結果は、27事業の約75%の事業が、「事業を実施し、一定の成果があった」と評価しています。

方針1女性の就労・活躍の支援の施策2農業等における男女共同参画の推進のうち、農業等における男女共同参画経営に関する啓発について、今後の課題として、女性の農業経営への参画を促進するため、女性も主たる経営者として共同申請を活用できる旨の周知を行っていく必要があるとして、「C 成果があまり得られず、改善が必要」と評価しています。方針2の施策1労働者の職場環境の整備のうち、長時間労働の是正と多様な働き方改革の推進について、ノー残業デーの周知を、新たに、各個人パソコンへのポップアップ表示を行っていますが、時間外勤務がまだ残っている状況となっています。また、勤怠管理システムを導入したことから、これを活用しながら、時間外勤務の削減に努めることが必要であることから、「C 成果があまり得られず、改善が必要」と評価しています。方針3の施策2審議会等への女性の登用促進のうち、企業における女性の参画拡大について、一般事業主行動計画の策定・変更の仕組みの改正を盛り込んだ改正次世代育成支援対策推進法施行規則が令和7年4月から適用とあることから更なる周知が必要だとし、「c 成果があまり得られず、改善が必要」と評価しています。

配慮度評価については、2及び3以外の項目については、半数以上の事業について、配慮を行っているとは評価しています。

最後に、「基本目標4男女共同参画の推進体制強化と地域環境整備」につきましては、延べ21事業となっており、実施状況評価結果は、21事業の100%の事業が「事業を実施し、大きな、もしくは、一定の成果があった」と評価しています。配慮度評価については、すべて、半数以上の事業について、配慮を行っているとは評価しています。

諸橋会長

それぞれ説明いただきました。ご質問等がありましたらお願いします。

大澤委員

図表17についての解釈ですが、何人女性相談を受けたかの件数で、65.6%という数値が出ているという理解でよろしいでしょうか。

令和6年度は、相談実績が67件あったというのは分かりますが、分母はど

の数値を取っているのでしょうか。

事務局

65.6%という数値は相談のコマ数を分母とした数値です。

大澤委員

図表 19 について、ひとり親家庭等医療費登録者数が減少しているという説明がありましたが、どのような背景から減少していると考えていますか。

和光市の子ども的人数自体が減少していることが影響しているのでしょうか。

事務局

推測になってしまいますが、和光市の出生数が減少していることも影響していると思います。

大澤委員

ひとり親家庭等医療費助成制度などの制度自体が、利用しにくいことが原因でなければ良いと思っています。

諸橋会長

背景について分かりましたら次回会議で説明をお願いします。

小川委員

DV 相談件数について、これまでの年次報告書では事例件数を計上しており、令和 6 年度年次報告書から対応件数を計上することにしたと説明がありましたが、具体的にどのような変更があったのでしょうか。

事務局

事例件数は 1 人から同じ事例で複数件相談あった場合でも、1 件として計上してありました。対応件数は 1 人から同じ事例で複数件相談あった場合、その複数あった相談件数すべてを計上しています。

小川委員

年次報告書に記載されている DV 相談の相談件数は、男女別で集計していないと思いますが、女性からの方が相談件数は多いのでしょうか。それとも、男

性からの相談は増加しているのでしょうか。

事務局

DV について男性からの相談件数については、所管課に確認しますが、実際は女性からの相談の方が多いと思います。

諸橋会長

なぜ、計上方法を事例件数から対応件数に変えたのですか。

事務局

毎年、埼玉県から所管課に対して、DV 相談件数についての照会があり、調査の基準となっているのが対応件数であるため、令和 6 年度年次報告書から変更しています。

諸橋会長

図表 15「配偶者からの暴力事案等への相談等状況」及び図表 16「県全体での DV 相談件数」については対応件数でしょうか。

事務局

図表 15 については確認します。図表 16 については県の調査に基づく数値であるため対応件数です。

諸橋会長

令和 5 年度までの対応件数の数値は把握していますか。

事務局

所管課に確認したところ、遡って数値を出すことは、作業量が多く難しいとのこと。

諸橋会長

参考のために、令和 6 年度の事例件数のデータは出ないのでしょうか。

事務局

所管課に確認をします。

諸橋会長

今までの年次報告書は事例件数の数値を出していたので、事例件数が増加しているか比較をしたいと思いました。

南條委員

DV の解釈は、配偶者または同居世帯の方からパートナー等に対する暴力のことを指しており、児童虐待などの子どもに対する暴力は数値に含まれていないという理解でよろしいでしょうか。

諸橋会長

含まれておりません。

富澤委員

基本目標 4 方針 1 の「男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進」についてですが、和光市 BOSAI まちづくり伝道師の人数は増えていると思いますが、女性の比率を増やすという観点ではなく、単に人数の増加が目標となっているという解釈でよろしいでしょうか。

事務局

目標としては今、男女に関わらず、和光市 BOSAI まちづくり伝道師の人数を増やしていく目標となっています。

柳原委員

令和元年当初の実績値から数値が減少したものが 4 つあると思います。基本目標 2 方針 1 指標 No.4 「配偶者や恋人間における DV に対する認識の割合」、基本目標 3 方針 3 指標 No.8 「市の審議会等における女性比率」、基本目標 4 方針 2 指標 No.10 「家庭生活において、地域行事を「共同して分担」している市民の割合」及び方針 3 指標 No.11 「和光市男女共同参画推進条例を「知っている」人の割合」の数値が減少しています。それぞれの取組の進捗状況の度合いは違うと思いますが、数値が減少している実施状況評価を見ますと、減少しているのにも関わらず、A や B など高い評価となっています。これらの評価について、取組としては努めてきたが結果として数値が減少してしまったということなのか、あるいは取組内容の方向性が間違っているなど根本的に違っていたということを考慮して、評価をされているかお伺いしたいと

思います。

事務局

令和元年度当初から減少した実績値を含め、令和6年度男女共同参画市民意識調査の結果を全庁的に周知しています。この結果を踏まえ、これまでの取組内容の在り方について、これまでは良い評価をしているが、本当に良い取組だったのかなど、年次報告書で評価を行う際に、所管課にも考えていただきたいと考えています。

柳原委員

指標の現状値を意識し、取り組んでいくということで理解しました。

大澤委員

令和元年度の調査は、新型コロナウイルスの蔓延など、社会で大きな変化があったことから、情報を得ることができない、また、情報発信が難しいという状況であったと考えています。しかし、令和6年度男女共同参画市民意識調査の結果について、社会の変化の影響はあまり直接的な理由ではないかと思いますが、なぜ減少しているのか分析することは必要であると思いました。

古川委員

目標値は定量目標として、数値を出していると思いますが、実施状況については、それぞれAからEまでの評価です。この実施状況の評価については、現実的な評価をしているのでしょうか。

諸橋会長

各部署がそれぞれ判断をして、評価しているかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

各所管課の判断により、定性的な評価をしています。

諸橋会長

(3)事業の実施状況評価について、3行目の延べ事業数が110事業となっていますが、1事業増加しているため111事業になると思います。また、同ページ下部の評価結果についても、基本目標1の人権の尊重と男女共同参画を進める意

識づくりが 31 事業となっていますが、32 事業になるのではないのでしょうか。

事務局

修正します。

柳原委員

和光市の出生率が極端に減少しているのは、女性の流入が多いということでしょうか。それとも、埼玉県が出している数値の算出方法が違うのでしょうか。

事務局

埼玉県が出している数値と、同じ基準であるため、算出方法が違うということはないです。

大澤委員

家賃が上がっているということも、産みたいけれど埋めないという状況に影響し、出生率が減少している要因の一つとして考えられるのではないのでしょうか。

事務局

市内からの女性の流入も関係しているかもしれませんが、所管課に確認します。

3 議題 (2)第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)について

諸橋会長

それでは、議題(2)「第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)」について、事務局から説明願います。

事務局

第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン(改訂版)について、説明します。

資料 1-1「第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプラン中間見直しの考え方」について、「1 趣旨」として、第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプランは、男女共同参画社会の実現に向けて、和光市の男女共同参画施策の今後の方向性と内容を明らかにし、その施策を総合的かつ計画的に実施するための計画

で、計画期間を令和 3～12 年の 10 年間として策定しています。

計画策定から、中間年である 5 年目を迎え、社会情勢の変化や国の各種法令及び制度の改正等に対応するとともに、昨年度実施した市民意識調査結果を踏まえ、時点修正を基本とした見直しを行うものです。

「2 中間見直しの基本的な考え方」といたしまして、現計画の継続性の観点から、理念、目標、重点項目及び方針の方向性は維持し、次の事項について、必要な見直しを行います。

(1)施策体系・各事業については、社会情勢の変化や法改正等により、必要に応じ、見直しを行います。

(2)指標については、達成状況に応じた、指標や目標値の見直しを行います。

「3 今後のスケジュール」につきましては、令和 7 年 7 月(本日)第 1 回男女共同参画推進審議会で、改訂版(素案)の審議を行います。

8 月、9 月に本会議でいただいた意見等について、庁内連絡会議による検討を行い、プランの改訂版(素案)の修正等を行い、パブコメを行う案をまとめます。

10 月、11 月には庁内連絡会議によってまとめたパブコメ案について、第 2 回、3 回男女共同参画推進審議会で審議をいただきます。なお、審議の進捗状況によって、第 2 回のみで開催となる場合があります。

12 月にパブリック・コメントを実施し、令和 8 年 1 月に提出されたパブリック・コメントへの対応について、庁内連絡会議による検討を行いまとめます。併せて、プラン改訂版の案もまとめます。

2 月にパブリック・コメントを踏まえた、最終的なプラン改訂版の案について、第 4 回男女共同参画推進審議会で審議をいただきます。その結果、まとめたプラン改訂版を市長へ答申します。

3 月には改訂版の策定となっています。

資料 1-2「第 4 次和光市男女共同参画わこうプラン【改訂版】主な見直し内容」の 第 1 章 計画策定にあたってについて、資料 1-3 の 5 ページから 26 ページの「和光市の統計からみえる現状」、「令和 6 年度和光市男女共同参画に関する市民意識調査結果の概要」、「第 4 次わこうプラン(上半期)の数値目標の進捗状況」、「第 4 次わこうプラン(上半期)の取組と今後の課題」につきましては、上半期の内容や直近の数値に更新したものととなります。資料 1-3 に記載している内容は、更新後の内容を記載しています。

次に、「2 第 2 章 基本的な考え方」につきましては、資料 1-3 39 ページ「6 計画における重点項目」のうち、「審議会等への女性の登用促進」について、第 3 次プランについての記載があったため、現状の内容に更新をしています。

「7 計画の体系」については、基本目標 4 方針 2「地域における男女共同参画の

推進」の施策(4)の施策名に、「困難な問題を抱えた女性」を追加しました。これについては、この後の「第3章 計画の内容」でも説明します。

次に、「3 第3章 計画の内容」につきましては、事業名、事業内容の見直し及び新たな事業の追加、指標及び令和12年度目標値の見直し、令和5年10月の庁内の組織改正に伴う担当課の更新について見直しを行いました。

具体的に見直した内容を説明します。本日は、主に、この内容について、ご審議をいただきたいと思います。

基本目標1 方針1 人権尊重・男女平等意識の啓発の指標について、No.2 性別による固定的な役割分担意識に同感しない子どもの割合につきまして、令和6年度に実施した意識調査では、中学生が83.2%、小学生が64.2%でした。これに対し、令和12年度の目標値が、現行計画では、それぞれ80.0%としていました、中学生は目標を達成していますので、改めて、中学生の目標値を95%とし、小学生の目標値は、現行計画のままとしました。中学生の目標値の根拠は、令和元年度が60.6%だったものが令和6年度に83.2%まで上昇し、22.6ポイント上がっており、パーセントが上がるほど、さらに上げることは難しくなるということも踏まえ、令和元年度から令和6年度の5年間に上がった分の半分程度、さらに上げることを目標として、95.0%といたしました。

施策の各事業の担当課につきましては、赤字で変更している部分は、令和5年10月の庁内での組織改正に伴うものとなります。このあとの各施策における担当課の変更も、組織改正に伴うものとなります。

「施策2 多様な性・多様な生き方への理解の促進」、「No.5 申請書・証明書等の公文書における性別記載欄の見直し」の事業内容について、現行計画では、公文書のうち、法律・政令等で定められているものを除き、性別記載欄を削除します、としておりましたが、この取組は、令和元年度に全庁的に調査を行って、性別欄の削除可能な文書の洗い出しを行い、令和4年度末までに、削除可能な文書の性別欄の削除が完了したので、事業内容の文言を、「不必要な性別記載欄を設けないこととします。性別記載欄が必要な場合は、性別記載方法に配慮します。」と変更しました。

「No.8 パートナiership・ファミリーシップ[※] 届出制度の運用と周知」については、新たに追加した事業となります。和光市では、令和5年1月に本制度を導入いたしました。性別にとらわれず、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きることのできる社会を目指して、本制度の周知を行うといった内容となっています。担当課は企画人権課となります。

次に、「No.9 性別にとらわれず、多様な価値観に対応するため、性の多様性についての教育及び環境整備に努めます。」については、こちらにも、新たな追加した事

業となります。ここで、1点訂正をお願いします。事業名を、他の事業名との整合を図るため、多様な価値観に対応するための後に、読点を削除し、「の」を追加し、文章の最後の「に努めます。」を削除します。小学生及び中学生の市民意識調査結果にもありましたが、性自認や性的指向に悩む人がある一定程度いるということや多様性への理解や対応について取り組んでいく必要があることから、市内小中学校の取組として、性の多様性に関する正しい知識を発達段階に応じて取り扱うことや市内中学校の制服について、多様な価値観に対応できるようにしていくことについて、記載しました。担当課は、学校教育課となります。

「No.11 家庭や地域社会等の理解と協力」については、事業内容について、「子ども大学わこう」を「障害学習講座や地域学校協働活動」に変更しました。これは、子ども大学わこうも引き続き実施するのですが、それ以外の講座や活動も実施しているため、子ども大学わこうに特化するのではなく、全体的な表現に変更するものです。

「No.15 利用者支援事業の相談支援の充実」の事業内容について、ここで訂正をお願いします。

「子ども家庭総合支援拠点と連携し、」を削除し、子育て世代包括支援センターとして、と記載していますが、次のように訂正をお願いします。「子育て世代包括支援センターは、総合こども家庭センターと連携し、」としてください。よろしくお願いします。

これは、子ども家庭総合拠点については、平成7年度から名称が「総合こども家庭センター」に変更となっており、各地域にあります、「子育て世代包括支援センター」が、「総合こども家庭センター」と連携して、相談支援を行っていくため、このように変更をいたしました。

「No.17 男性の子育て参画のための環境整備」の事業内容について、「多目的トイレ」を国土交通省のガイドラインから、「バリアフリースイートイレ」と変更しました。

「No.21 情報提供体制の充実」の事業内容について、コーチや保護者を対象とした講座をこれまでやっていたが、今後は、スポーツ団体全体を対象にアスリートに対する各種ハラスメント等の意識啓発を行っていくことを考えているため、変更しました。

基本目標2方針1暴力の根絶に向けた意識の浸透の指標について、「No.4 配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合」については、令和12年度の数値目標について、現行計画では、すべて100%としておりましたが、現状値を踏まえた目標値とするため、見直しを行いました。こちらの指標について、割合のとらえ方の説明をします。回答者数の合計が1209人ですので、1209が4項目で、分母が

4836 に対し、分子が「どんな場合でも暴力にあたる」を選んだ 4 つの項目の合計が 4236 でしたので、割合は、87. 6%としています。

基本目標 2 の方針 1 のNo.4 の令和元年度現状値、赤字部分ですが、先ほどの割合のとらえ方と同様の考え方で整理しますと、令和元年度現状値につきましては、身体的が 91. 6%、精神的が 67. 6%、経済的が 68. 9%、性的が 85. 9%となります。第 4 次のわこうプラン策定時にプランに示している割合とは異なっていますが、今回はこの考え方で整理をしました。

数値目標ですが、身体的につきましては、令和元年度から令和 6 年度は減少してしまいましたので、令和元年度の数値まで戻すことを目標に、92. 0%としました。

精神的につきましては、令和元年度は、67. 6%、令和 6 年度は、69. 9%で、2. 3 ポイント上昇しています。これを踏まえ、令和 12 年度までの 5 年間で、同様に上昇させることを目標としまして、72. 0%としました。

経済的につきましては、令和元年度は、68. 9%、令和 6 年度は、71. 1%で、2. 2 ポイント上昇しています。これを踏まえ、令和 12 年度までの 5 年間で、同様に上昇させることを目標としまして、73. 0%としました。

性的につきましては、令和元年度から令和 6 年度は減少してしまいましたので、令和元年度の数値まで戻すことを目標に、86. 0%としました。

方針 2「相談窓口の充実と周知」の指標につきまして、現行計画では、「子ども家庭総合支援拠点の整備数」とし、数値目標は 1 か所となっておりました。こちらは、すでに 1 か所が整備済みであり、目標を達成していますので、方針 2 相談窓口の充実と周知について、測れる指標として、意識調査の項目から「暴力被害に対し、相談できなかった人の割合」とし、令和 6 年度の現状値は、10. 3%でしたので、相談できなかった人の割合を減らしていくとして、9. 0%を目標値としました。

次に、施策 1 のNo.27 の事業名について、「DV・児童虐待の予防及び DV・児童虐待被害者の早期発見」に変更しました。これは、DV や児童虐待という行為の予防と DV・児童虐待被害者という対象者の早期発見ということを明確に示したものです。事業内容についても、同様の視点から、「相談、健診等の事業において、情報収集し、DV・児童虐待の予防及び DV・児童虐待被害者の早期発見に努めます。」と変更しました。

No.28 「相談窓口の周知と充実」の事業内容について、明確にするために、児童虐待を加えました。

施策 4 のNo.34 「相談窓口の周知と充実」の事業内容について、DV 被害者の心身の回復に特化した相談事業はなく、すべての DV 被害者が精神保健相談に関わっ

ているわけではなく、精神保健相談も含めて、各種相談事業において、DV 被害者の相談を受けているものなので、一例として挙げられている精神保健相談を削除しました。

施策 5 の「No.35 庁内連携の強化」の事業内容について、和光市要保護児童対策地域協議会は、主に要保護児童や要支援児童、特定妊婦等の支援に係る協議を行っており、DV に係わらない内容も協議している組織であり、DV 被害者の支援体制の取組として、具体的に組織名を記載することで誤解を生じさせないよう、組織名は削除し、DV 相談及び支援に関係する部署と連携を図るという形でまとめています。4 行目以降につきましては、わかりやすくするための修正を行っています。

方針 2 職場環境の整備促進の指標である、「市男性職員における育児休業取得率の割合」につきましては、令和 5 年度が 66.7%、令和 6 年度の現状値が 50.0%となっており、目標を達成しているため、改めて、目標値を 67.0%といたしました。

次に、施策 3 の「No.43 情報提供体制及び研修の充実」の事業内容について、わかりやすくするため、「市内事業者や指定管理者等に対して」と加えています。

施策 2 の「No.58 保育・子育て支援サービスの充実」の事業内容について、保育所等の整備については、待機児童はおおむね解消しており、ハード面の整備は完了したため、多様な保育ニーズに対応するため、ソフト面を充実していくという内容とするため、「安心して働きながら子育てができるよう多様な保育ニーズに対応した保育等の子育て支援サービスの充実をはかります」としています。

施策 4 につきましては、令和 6 年 4 月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を踏まえ、施策名を「高齢者・要介護者・障がい者・困難な問題を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」と変更し、この施策に位置づけしました。

併せて、No.63 の事業内容については、4 行目の障害者の後に「等」を入れることで対応をしており、また、関係課に地域共生推進課を加えています。なお、困難な問題を抱える女性への支援に関する詳細の計画については、和光市地域福祉計画に記載をしていくと所管課から聞いています。

説明は以上となります。

諸橋会長

説明があった内容について、質問等がありますか。

柳原委員

基本目標 2 方針 2 指標 No.5 「暴力被害に対し、相談できなかった人の割合」

の数値目標について、プランの改訂案で示されている令和12年度の目標値は令和元年度の現状値である9.0%という数値を参考としたと思いますが、令和元年の現状値に戻す指標でなく、本来であれば暴力被害を受けたけど相談できなかったという人はいないことを目指すのが必要であることから、目標値を0.0%に変更した方がよいのではないかと考えます。

また、基本目標3方針2指標No.7「市男性職員における育児休業取得率の割合」の目標値について、現在の市男性職員の育児休業取得率の割合は50.0%であり、令和5年度66.7%に達したことから同水準である67.0%を目標値として設定したと説明がありました。令和元年度と現在では社会情勢も違うことから、全国の水準等を参考にし、80%や100%などの、高水準の目標値で良いのではないのでしょうか。

諸橋委員

「暴力被害に対し、相談できなかった人の割合」及び「市男性職員における育児休業取得率の割合」の目標値についてご意見がありました。

数値目標に関して、改訂案では、基本目標2方針1指標No.4「配偶者や恋人間におけるDVに対する認識の割合」についても、身体的92.0%、精神的72.0%、経済的73.0%、性的86.0%とあり、それぞれの数値が違って良いと思いますが、すべての目標値が90.0%や100.0%でも良いのではないかと考えています。

富澤委員

基本目標2指標No.5「暴力被害に対し、相談できなかった人の割合」について、改訂案では新たな指標となっていますが、配偶者暴力防止法に関する数字であり、「DV」についての指標となっています。また、方針2指標5施策1のNo.27では児童虐待という文言も含まれているにも関わらず、指標に児童虐待に関する数値が考慮されていないことから、指標と施策が噛み合っていないのではないかと感じます。

諸橋委員

施策には児童虐待が入っていますが、指標では児童虐待に関する内容が盛り込まれていないという意見でした。他に何かありますか。

小川委員

第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプランについて、このように目標

等を作成していますが、どのように推進することを想定していますか。行政が中心となって和光市全体で定めた目標を達成するために動いていくのでしょうか、それとも、和光市男女共同参画こうプランで定めた目標を踏まえて、民間企業に数値等を提示して、目標値を目指すよう企業に働きかけていくのでしょうか。

事務局

第4次和光市行動計画男女共同参画こうプランの指標は行政として行っていくための目標値となっています。しかし、その目標値を達成するためには、企業の協力が必要であると考えていることから、取組の中に市内事業所に対してどのように、情報を提供するかなどの内容も盛り込まれています。

諸橋会長

市としてのプランですが、市全体の市内の企業、その他団体等も関わってきます。和光市の条例自体が市民に対するもので、市の事業所等が努力義務を負うという形で、連携や啓発をするなどの内容は取り込み済みと思ってください。

地域の事業所で男女共同参画を進めているところを顕彰・表彰していくとかは考えてもいいかもしれません。

他はよろしいですか。

大澤委員

基本目標1方針2生涯を通じた健康支援の「リプロダクティブ・ヘルス/ライツを知っている割合」について、目標値の変更は必要ないと思いますが、令和元年度から令和6年度で認知度が2%しか増えてないということから、取組について考える必要があるのではないのでしょうか。現行の施策がこの指標を押し上げるためのアクションになっているのか、令和12年までに20%を目指すのであれば、取組内容を考えなくては達成できないのではないかと危惧しています。所管課に対して、現行の取組について考えていただき、目標値を上げることを庁内の連絡会議で周知するなど、推し進めていくことが必要だと思います。

諸橋委員

企画人權課とネウボラ課と学校教育課の内容で、これについては施策にも関わっていきます。施策内容について、本当に考えなければならないと思います。他に何かございますか。

古川委員

基本目標 2 指標 5 方針 4 のNo.34 について、相談窓口の周知と充実の中での事業内容の精神保健相談が削除されていますが、削除した理由を教えてください。

事務局

精神保健相談も含めて「各種相談事業」において、DV 被害者の相談を受けており、現行の第 4 次和光市行動計画男女共同参画わこうプランの記載内容として、精神保健相談も「各種相談事業」に含まれているため、あえて記載する必要がないと考えまして文言の削除をしました。

古川委員

健康相談と精神に関する相談というのは、まったく別のものと考えられることもあると思いますので、あえて記載してもいいのかと思いました。

南條委員

基本目標 2 について、あらゆる暴力とありますので、家庭内暴力だけではないと思います。目標があらゆる暴力の根絶に関する内容であることから、DV のみを対象とした指標でない方がいいのではないのでしょうか。

方針 1 施策 1 のNo.27 では児童虐待という文言が入っていることから「DV 及び暴力」のように、家庭内だけではないという観点の書き方にしてはいかがでしょうか。また、性犯罪についても、被害の相談等もあるのではないかと思います。被害者の早期発見に努めるというところは、とても良いと思いますが、予防の観点ではどうであるかの内容を入れてはどうかと考えています。最近では、教育関係者が性犯罪に加担していたというニュース等が大きく取り上げて問題となっていることから、日本版 DBS など、児童に関わる人たちで、性犯罪歴のある人や仕事を失っている人などが採用される可能性はゼロではないと思いますので、検索等を活用して、性犯罪者を採用しない取組をしなければならないと考えています。市としても教育機関に携わらせないような、大きく打って出るような目標があってもいいのではないかなと思います。

諸橋会長

ご指摘があった、暴力全般については、基本目標及び方針は現行計画の内容を維持することとしており、どうするか検討しなければならないと思います。

「あらゆる暴力の根絶に向けて」の取組となりますので、暴力全般に関する広めの指標、ないし施策の事業内容を検討することはできますか。

事務局

暴力全般に対する指標を設定することについて、該当課と検討します。

大澤委員

基本目標2方針1施策1のNo.27について、事業の内容に「相談や健診」とありますが、受け身ではないかと感じています。予防していくという市の意図が伝わらないため、市から発信する、働きかける事業があってもいいのではないかと思います。所管課がどのような事業を設定するかということもありますが、第4次和光市行動計画男女共同参画わこうプランは男女共同参画についての内容がまとまっているプランであることから、各部署に働きかけていく必要があると感じました。

諸橋会長

暴力を許さないという土壌を作るために積極的な施策が求められると思います。他に何かございますか。

市島委員

家庭内暴力について、教育現場であればある程度、防止することができるのではないかと思います。また、20日に、参議院選挙ありますけれども、和光市は女性議員が多いと思いますが、全体で見るとまだまだ女性議員が少ないと思われます。意思決定をする場において、女性が少ないと感じています。

諸橋会長

次の選挙で女性が増えていただければと思います。

事務局

本日いただいた意見は、庁内連絡会議で協議のもと、修正した案を次回会議でお示ししたいと思っています。

4 その他

諸橋会長

それでは、次第4のその他について、事務局からお願いします。

事務局

第2回和光市男女共同参画推進審議会は、10月17日午前10時から和光市役所602会議室で開催します。

第3回会議は、第2回会議の進捗状況によって開催の有無を決定したいと思います。

また、第1回審議会の会議録につきましては、作成後、メール及び郵送にて送付します。訂正がありましたら、事務局にご連絡いただき、訂正内容をご確認いただいた後、ホームページにて公表します。よろしくお願いします。

5 閉会

諸橋会長

それでは、これを持ちまして、本日の審議会を閉会します。